

# 公立保育園の民営化に関するQ & A

Q 1 民営化とは、どういうものですか？

A 1 保育園の運営を現在の公立保育園から、公募により選定した民間の法人に移管するものです。

Q 2 民営化になると保育園の場所は変わるのですか？

A 2 現在の保育園園舎を譲渡するため、保育園の場所は変わりません。

Q 3 なぜ民営化を行うのですか？

A 3 鹿児島県の保育園のうち85%超が民営という状況の中、霧島市は県内一多くの公立保育園を運営してきました。保育園を民間ではなく、市が運営しなければならない必要性について、平成23年度に、外部の委員による「市立保育園のあり方検討委員会」の中で検討が行われ、保育サービスの向上、ニーズに応じたスピーディーな対応、国県補助金により施設の更新が促進されることが期待できる、などの理由から、基本的に民営化することが妥当である旨の提言が市長に提出されました。

これを受けて、保育の質の向上及び行財政改革の観点から、民営化を行っていくこととなりました。

Q 4 公立と民営はどのように違うのですか？

A 4 公立の場合は、運営者が霧島市であり、民営の場合は社会福祉法人や学校法人などにより運営されることとなります。なお、保育園における保育内容や職員配置、施設に関することは、公立も民営も国が定めた基準や保育指針に基づき保育を実施するため、変わりはありません。

Q 5 民営化して良くなることはありますか？

A 5 民間の特性を活かして、異年齢児保育や文化・スポーツなどを取り入れた特色ある保育活動も期待でき、各保育園の判断により、備品の購入や職員の増等について、保護者ニーズに迅速に対応することができます。また、老朽化した園を改修する際、民営の場合は国の助成が受けられるため、新しく建替えやすくなり、子どもたちにとってより安全で快適な環境を提供することができます。

Q 6 保育料が高くなるのではないですか？

A 6 保育料は、保護者の収入とお子さんの年齢により決定されるため、公立

と民営で違いはありません。

Q 7 保育料以外（制服など）の費用は増えませんか？

A 7 保育料以外の保護者負担は、必ず保護者の了解のもと決めるように、移管先法人に働きかけます。

Q 8 入所手続きや入所基準は変わりますか？

A 8 入所手続きなどは、これまでと同じく市の窓口で取り扱うため変わりません。

Q 9 保育時間はどうなりますか？

A 9 保育をする日、時間はこれまでと変更はありません。なお、延長保育について、最低夜8時までの延長を移管の条件とする予定です。

Q 10 給食（メニューなど）はどうなりますか？

A 10 霧島市内の保育園は、いずれも直接保育園で給食を作っています。民間の園のおよそ半分では、栄養士の資格を持った方が給食に携わっているので、それぞれの園で栄養のバランスを考えた給食が提供されるものと考えます。

Q 11 保育士はみんな変わってしまうのですか？

A 11 現在、公立保育園の職員は4分の1が正規職員で、4分の3は臨時職員となっています。継続してその園で勤務を希望する職員については、子供たちへの影響が少なくなるよう、原則として移管先法人に採用してもらうこととします。

Q 12 民営化すると若い保育士が多くなり、保育水準が下がるのではないですか？

A 12 保育士の年齢や経験年数については様々な評価がありますが、保育士は国家資格を持った専門職であり、一概に、若年や経験年数の長短が保育の質の低下に繋がるものではありません。一方で、これまでのように園長が2～3年おきに異動するケースは減ることで、継続した理念での保育が提供されることが期待できます。

Q 13 民営化により、保育園の保育士の人数が減るのではないですか？ あるいは定員以上に入所させる詰め込み保育がなされるのではないですか？

A 1 3 認可保育所は、公立も民営も、国が定めた児童福祉施設最低基準等により、子どもの人数に応じて必要な保育士等の人数が定められています。

【児童福祉施設最低基準・保育士】

年齢	保育士の人数
0 歳	おおむね児童 3 人につき1 人以上
1、2 歳	おおむね児童 6 人につき1 人以上
3 歳	おおむね児童 2 0 人につき1 人以上
4 歳以上	おおむね児童 3 0 人につき1 人以上

【児童福祉施設最低基準・調理員】

児童数	調理員の人数
45 人以下	1人
46 人～150 人以下	2人
151 人以上	3人

また、保育室等の広さに応じ入所できる人数が定められています。この最低基準の範囲内であれば、認可している定員の枠を超えて入所することができます。（定員の枠を超えた場合も、保育士の数は基準にしたがって増えることとなります。）

なお、毎月、市の方で保育士の数等を確認し、最低基準の範囲内で市の児童福祉課において入所を決定しているため、詰め込み保育にはなりません。

【児童福祉施設最低基準・面積】

年齢	1人あたりの面積
0、1 歳	3.3 m <sup>2</sup> （保育室）
2 歳以上	1.9 8 m <sup>2</sup> （保育室）、3.3 m <sup>2</sup> （園庭）

Q 1 4 どのようにして民営化後の運営者を決めるのですか？

A 1 4 移管先は、現に霧島市内で私立保育園を運営している法人の中から、有識者、保護者等を含む選定委員会により決定します。審査は保育園の運営方針や、障害児保育を含む日々の保育内容などを書類審査及び各応募者の面接により実施します。

また、選定委員会だけでなく、保護者の皆様に対し各応募者がプレゼ

ンテーションを行うとともに、保護者の皆様にアンケートを行い、そのアンケート結果を選定の資料のひとつとします。

Q 1 5 民間移管後に倒産して保育園を急にやめることはないですか？

A 1 5 保育園の運営は、児童福祉法に基づいて行う福祉事業であり、運営に要する経費については、すべて市が支払うことになっていることから、運営費を適切に使用し、保育園を運営している限り、倒産することはありません。

選定に関しては、これまで市内で経営実績がある法人のみを対象とするため、倒産のリスクは限りなく低いものと考えます。

Q 1 6 引継はどのように行われるのですか？

A 1 6 移管先法人が決定したら、実際の移管までの間に、子どもたち一人ひとりの状況や、施設・設備など、保育園運営全般について引継ぎを行います。また、可能な限り現在の保育士をそのまま移管先で雇用することとしているため、子どもたちへの直接の影響は抑えられるものと思われ

Q 1 7 民間に移管されたら、障害児保育を行わなくなるのではないですか？

A 1 7 公立保育園移管先の運営主体の選定に当たっては、障害児保育の経験を評価の一つとしたいと考えています。障害児保育については、保育士の増員ができるように市独自に補助金を交付しています。そのため、障害があることで退園を求められるようなことはありません。

また、本市では、発達障害児などの状況に応じた支援を行うため、こども発達サポートセンターを設置しており、保育園・幼稚園等に対応等についての研修の機会を設けています。

Q 1 8 民間移管を行うには、議会の承認がいるのですか？

A 1 8 民間移管の実施にあたっては、「霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例」から、民間移管を実施する公立保育園を削除する条例改正を行う必要があります。そのため、条例改正案を市議会へ提案して議会の議決を得る必要があります。